

家庭的保育のあり方に関する調査研究(6)

母子保健研究部	岩田 力
客員研究員	小山 修
	網野武博(東京家政大学)
嘱託研究員	尾木まり(子どもの領域研究所)
	齊藤多江子(高崎健康福祉大学短期大学部)
	須永美紀(立教女学院短期大学)
元天理大学	上村康子
駒沢女子短期大学	福川須美
NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会	鈴木道子
埼玉県立大学	高辻千恵

要 約

法定化以降、家庭的保育事業は従来の個人実施型や保育所実施型以外に、グループ型小規模保育などの複数の家庭的保育者が同一の場所を利用して行う保育が広がりつつある。訪問調査により新しい類型の実態を把握する共に、家庭的保育の概念規定を行った。また、全国の都道府県並びに家庭的保育事業を実施する市区町村を対象に質問紙調査を行い、現在の実施状況並びに課題や問題点について把握した。家庭的保育事業を実施する市区町村のうち、国庫補助事業を導入する自治体は過半数となった。法定化以降、家庭的保育者への支援体制は向上しており、法定化についても一定の評価がされていた。しかしながら、研修に関しては単独の自治体を実施する困難性が指摘され、国や都道府県により実施されることを求める意見が多かった。家庭的保育事業は多様化・拡大化しつつあるが、本来の家庭的保育の特徴が活かされる環境を確保して行われる必要がある。

＜見出し語＞ 家庭的保育事業、定義、個人実施型、保育所実施型、グループ型小規模保育

An Investigation of Japanese Family Day Care (6)

Tsutomu IWATA, Osamu OYAMA, Takehiro AMINO, Mari OGI, Taeko SAITO,
Miki SUNAGA, Yasuko UEMURA, Sumi FUKUKAWA, Michiko SUZUKI, Chie TAKATSUJI

Abstract: Since the family day care service was legalized, several types of this business were developed. We investigated the actual situation of such business by site visit and the questionnaire method. Family day care is operated by individuals, nursery schools and the conjugated individuals as the new type. Some points at issue were revealed. Half of municipalities have introduced the governmental support to develop the family day care business. The support system for the family day care increased its quality after the legalization. However, we found difficult situations in the training system for the professional nursery staff when municipalities planned the training course. Prefectures and megacities, and Japanese government itself should manage such training system. After these surveys, we settled the ideal definition of the family day care for operate better practice.

Key words: family day care, family day care worker, definition of family day care

I 研究の背景と目的

家庭的保育事業が法定化され、平成23年度で2年目となる。本チーム研究は本年度で6年目になるが、これまで法定化にあたり必要な研修体系や家庭的保育に必要とされる支援体制、評価システム等について検討を行ってきた。それらは、家庭的保育者の居宅で5人以下の子どもを保育することを前提としたものであるが、この2年間に家庭的保育事業は従来の個人型だけでなく、複数の家庭的保育者が同一の場所を利用して保育を行う型が急速に広がりつつある。一向に解消されない待機児童を既存の補助事業を活用する形で効率的に解消する策として創設されたグループ型小規模保育は保育者の要件として、家庭的保育事業における保育者の要件を採用し、家庭的保育事業の一類型として展開されている。その規模は保育者1人につき子ども5人までの組み合わせを1ユニットとし、最大3ユニットまで認められ、現実に15人の子どもが同一の場所で保育を受ける保育室で保育者が、家庭的保育、家庭的保育者と呼ばれている。

これらの展開は待機児童の解消や家賃補助の効率性等に加え、単独の家庭的保育者が行う保育について、密室性や保育内容の不透明性、安全確保の課題等が懸念されてきたことに関して、複数の保育者が一緒に保育を行う方がより安全であるとする考えによると思われる。また、運営形態として、個人事業主としての家庭的保育者が複数で保育をするものや、保育所実施型、さらにはNPO法人等に委託して、雇用された家庭的保育者が賃貸住宅などを活用して保育を行う型などが誕生した。

家庭的保育事業の法定化に先立ち、単独事業として全国の市町村で様々な基準に基づき行われてきた家庭的保育は法定化を契機として一つの基準に統制されるものと考えられたが、現実は想定外の様々な類型へと拡大しつつある。グループ型小規模保育は子ども・子育て新システムの先取りプロジェクトの一環として行われているため、いずれは小規模保育と家庭的保育事業に分化するものと考えられるが、このような展開により、改めて「家庭的保育」の定義や意義を検討し直す必要性が生じた。そこで、本年度はこれらの新しいタイプの保育室への訪問調査を行った上で、家庭的保育の概念規定を行うこととした。

また、家庭的保育を実施する地方自治体(以下、自治体)を対象に、法定化以降の家庭的保育事業の取り組みの実態について調査し、本チーム研究で検討した家庭的保育の支援体制並びに研修体系等についての実施状況を把握し、今後の課題について検討する。さらには、グループ型小規模保育の創設により家庭的保育事業が拡大する中で、実施自治体が家庭的保育事業の役割やそのあり方をどのように捉えているか把握し、今後の方向性や課題について検討することを目的とした。

II 研究の方法

1 多様な形態の家庭的保育事業への訪問調査

グループ型小規模保育等を実施する4市2区8か所の保育室への訪問調査を行い、それぞれの特徴や従来の個人実施型家庭的保育との違いなどについて検討を加えた。訪問先は、NPO法人等に委託して実施されるグループ型小規模保育5か所、保育所実施型1か所、複数型(個人事業主である家庭的保育者が複数で同一の場所で実施ものを便宜的にこう呼ぶ)2か所であった。調査は事前に質問内容を送付、記入を依頼し、訪問時に聴き取りしながら回収した。

2 家庭的保育の概念規定

家庭的保育に関する既存の調査資料や文献を基に、家庭的保育の定義について研究会で討議を重ね、概念規定した。

3 地方自治体を対象とする質問紙調査

全国の47都道府県と平成23年度に家庭的保育事業を導入している102市区町村(地方単独事業も含む)を対象に、郵送法による質問紙調査を実施した。調査時期は平成24年1月～2月であった。

調査内容は、都道府県調査では①各都道府県における家庭的保育事業導入の状況と今後、②家庭的保育事業における都道府県の役割について、市区町村調査では、①家庭的保育事業の実施状況、②保育の体制、③家庭的保育の支援体制、④研修、⑤法定化への評価、⑥今後の家庭的保育事業の方向性等であった。

4 倫理的配慮

訪問調査並びに質問紙調査については、事前に調査の主旨を説明し、協力を依頼した。訪問調査で聴き取った内容については被験者に事実関係の確認を取った上で掲載した。また、協力保育室や自治体の個人情報の取り扱いには十分配慮した。

III 結果と考察

1 多様な形態の家庭的保育事業への訪問調査

(1) 訪問調査の結果

訪問調査を実施した8保育室の概要は以下の通りである。

1) NPO法人等が実施するグループ型小規模保育A保育室(特別区、国庫補助事業)

住宅地のマンションの1階に2011年4月に開設された。2012年3月現在、家庭的保育者3名と家庭的保育補助者(以下、保育補助者)1名で10名(0歳児2名、1歳児6名、2歳児2名)の子どもたちを保育しており、週7日、7時30分から21時30分まで開室している。

保育室を3名の家庭的保育者別に分け、共通のスペースとして食事をする場所がある。担当制をとり、保育の

計画は一人ひとりの子ども別に作成されている。保育室全体で活動することは少なく、園外活動等以外は保育者別に保育を行っている。月1回程度、連携保育所である近隣の公立保育所の行事等に参加している。

B 保育室（特別区、国庫補助事業）

住宅地のマンションの1階に2011年9月に開設された。医院として使われていたスペースであるが、移動棚を使用して部屋を区切るなど、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう工夫されている。

2012年3月現在、家庭的保育者3名と保育補助者4名で9名（0歳児6名、1歳児3名）の子どもたちを保育しており、週6日、8時から18時まで開室している。保育の計画は、グループごとに作成しているが、その日の子どもの状況により、リーダーの保育者を中心に一体的に展開される場合もある。

支援体制としては、法人本部に家庭的保育支援者がおり、月一回の訪問をはじめ、要請に応じて保育の相談を受けている。

子どもの年齢構成が0歳に偏っている現状では、保育者の配置には経営上の難しさもあるため、行政側の対応策が求められていた。

C 保育室（市、国庫補助事業）

保育者（1名）は市が事業を委託したNPO法人に所属し、研修を受けた有資格者である。また、保育補助者（1名）も同じ法人から派遣されている。法人では保育について日報による報告を受けるとともに、情報提供等を随時実施している。

事業開始直後のため、定員9名のところ現在は3名の子どもの保育を一体的に実施している。保育内容に関しては月間の計画が作成されており、担当制はとっていないが、子どもの月齢や体調に応じ、屋外と室内に分かれて遊ぶこともある。近隣に公園があり、散歩に出かけることも多い。そこで地域の子育て家庭と交流したり、どんぐりなどを持ち帰って保育室での遊びに使ったりしている。その他、連携保育所の行事や園庭開放にも参加している。

D 保育室（政令指定都市、国庫補助事業）

市が委託したNPO法人による保育室。定員9名で保育者は3名、全員保育士資格を保有。非常勤の保育補助者3名と組んで8時から18時の保育を実施。保育室は住宅地のマンション1階で、台所設備を取り去って合体した10畳ほどの洋室と6畳と押入れを改造合体した和室である。歩いて5分の同法人認可保育園と緊密に連携して運営され「もう一つのクラス」と位置づけられて、園長が頻繁に訪れ、給食やおやつも運搬される。行事参加はもちろん、日常は公園で交流することも多く、土曜保育は園で合同保育を実施する。各保育者の担当児は決まって

いるが、保育はリーダーのもとで一体的に行われている。同じ階の1室に同法人事業のヘルパーステーションがあり、保育に利用することもある。

E 保育室（政令指定都市、国庫補助事業）

商業地域に位置したビルの3階に2011年12月に開設された。子ども9名を対象に保育を行っている。法人はこの他にも自治体独自の認証保育室、子育て支援拠点、親子の広場、学童保育等の事業を行っているが、この度、様々な社会的経済的な課題を抱えている母子家庭や生活保護世帯などに寄り添う事が必要と思い、家庭的保育を事業化した。在籍児童を時間帯や活動内容によって一体的に保育する時と、分けて保育する時とがあり、午前の保育活動では乳児と幼児に区別している。散歩は日常的に行われている。また地域資源の活用として法人の運営する保育施設（自治体独自の認証保育室）にて連携保育が行われている。連携の内容は合同保育（週1～2回）、合同遠足（年1回）、土曜保育（週1回）、リズム遊び（月2回）お話会に参加等である。年齢に関係なく保育者と子どもの比率が1対3であるので、子どもたちもきょうだいの様に乳児の面倒をみたり、けんかをしたりと関係性が密であり、保育者も一人ひとりに目が行き届くという。

2）保育所実施型

F 保育室（市、国庫補助事業）

公立幼稚園の2教室を借り受けて内部を改造し、2011年12月に開設された。子ども5名を家庭的保育者1名と保育補助者1名とで保育するユニット制を導入し、年齢別の2ユニットで週6日、7時30分から18時30分まで開室している。基本的な日課は実施保育所の保育方針と指導計画にそって決められているが、全員あるいはユニットごとの活動時間については適宜設けている。

給食とおやつは実施保育所から届けられるが、保育所へは子どもが徒歩で行ける距離ではないため、交流の機会はあまり多くない。家庭的保育者への支援は、実施保育所長を中心に行っている。

3）複数型

G 保育室（政令指定都市、国庫補助事業）

個人事業主である2人の家庭的保育者による共同型保育で、子ども6人の保育を週5日8時30分から18時までに行っている。保育室は一戸建ての1階部分（2LDK）を賃借している。同じ保育所で勤務していた仲間と立ち上げ、保育者、保育補助者として勤務している。家庭的保育者2人は対等な関係であり、同じ時間帯で勤務し、収支はすべて折半している。子どもの担当は決まっているが、それぞれの保育室と共有部屋は、子どもたちが自由に動ける環境となっているため、その都度臨機応変に保育をする形になっている。入室面接は2人で行い、子ど

もに関する情報は共有しており、共同型保育室の特色と
思っている。近所に公立保育所があり、給食まで園児と
一緒に過ごす交流保育を月2回行っている。少人数の保
育なので、子どもの気持ちに寄り添い、ゆったりと家庭
的な保育ができ、保護者とも丁寧な関わりができてい
ると感じている。

H保育室（特別区、地方単独事業）

自治体から認定を受けた家庭的保育者3名（個人事業
主）が、自治体が借り上げた賃貸アパート（3DK）で、そ
れぞれ3人の子どもを保育している。自治体内に8か所
同様の保育室があり、どの保育室に所属するかは自治体
が決め、異動もある。リーダーはおらず、対等な関係で
ある。現在は週5日、8時～18時開室しているが、保護
者の勤務状況で週6日となる年もある。勤務時間は輪番
制で延長保育や土曜保育を交代制にし、収支を折半する
ことにより、公平性を保っている。担当以外の子どもの
世話もするが、連絡帳への記入、着替え、トイレ、午睡
中の確認、検温、食事の介助は担当保育者が行い、他の
保育者が替わりに行うときは、担当保育者に確認・報告
する様子が見られた。複数で保育する意義として、1人
で保育するよりも安心できる、独りよがりにならず、常
に学習することができるなどが語られた。

(2) 8保育室への訪問調査を通しての考察

これまでの研究から、一つの保育室で特定の保育者が
少人数の子どもを保育することが家庭的保育の特徴であ
ることが指摘されてきた。このような特徴は、保育者が
一人ひとりの子どもに受容的で、応答的なかわりがし
やすいだけでなく、子どもも環境に慣れやすく、保育者
との信頼関係も築きやすいというメリットにつながる。
そして、このような関係性は、子どもだけでなく、保護
者に対しても同様なことが言えることが指摘されてきた。

しかしながら、このような子どもと保護者との密接な
関係は、保育者のもつ個人の資質や人間性の影響をダイ
レクトに受けやすいとも言える。また、密室化しがちで
あることも、家庭的保育の重要な課題として考えられて
きた。したがって、複数の家庭的保育者が保育を実施す
る意義の一つは密室性を防ぐことである。保育者同士が
連携できる環境であるだけでなく、お互いの保育に関心
をもち、影響しあう、学びあう関係性を構築していくこ
とが重要であると考えられる。今回訪問調査を実施した
保育室においても、複数の保育者がそれぞれに特定の子
どもを担当して保育を行っている場合にも情報の共有や
共通スペースの活用、共同での行事など、様々な形で交
流する機会を設ける工夫を行っている様子が窺われた。

さらに、複数の家庭的保育者が行う保育のもう一つの
意義は、散歩等、安全面の配慮から複数の保育者の連携
が必要な活動も無理なく実施できることである。散歩等
の戸外での活動は、乳幼児期の子どもにとって、心身の

発達に重要な活動である。これまでも個人実施型の保
育室においても、保育補助者等による協力やきめ細かい
配慮をすることで、散歩等の活動を安全に実施している。
しかしながら、環境や体制が整わないことも理由となり、
散歩等戸外での活動に消極的な保育者がいることも事実
である。

複数の家庭的保育者により保育を行う場合には、保育
者間で連携をとることによって、子どもの心身の状態や
年齢・発達に応じてグループを分け活動することができ、
安全性の確保や個々に適した保育内容を行いやすいとい
う利点が考えられる。こうした利点を十分に活かすため
には、先に述べたように保育者間が交流の機会を設ける
ために工夫することはもちろんだが、自治体や法人など
運営主体も保育者間の関係性が保育に及ぼす影響の重要
性を認識しておくことも重要と考えられる。異なる個性
や経験を持つ保育者同士がリーダーを置かずに、限られ
た空間や人数で一定時間ともに保育を行うということは、
保育者間の関係の閉鎖性という新たな課題を生み出す可
能性も孕んでいる。保育室の状況を的確に把握し、客観
的な観点から保育者間の意見の調整を行う存在が必要な
場合もあると考えられることから、こうした点を家庭的
保育支援者や運営主体が理解し、方法を講じることが求
められる。

このように、複数の家庭的保育者が保育を実施するに
は、事業の設置・運営主体と現場の保育者それぞれが家
庭的保育の特徴を理解したうえで、複数型で実施する意
義とそれを十分に活かすために求められる様々な課題を
各保育室と周辺地域の状況をふまえていく必要がある
と思われる。上述したように、本来、家庭的保育は、
特定の保育者が少人数の子どもを保育できることから、
子どもが落ち着いた環境で過ごすことが可能であり、子
どもや保護者との密接な関係性を担保しやすい。複数の
家庭的保育者が保育を実施する場合にも、複数で行う意
義を考えるとともに、本来の家庭的保育の特徴が活かさ
れる環境となっているのか、ということも同時に考えて
いく必要があると思われる。また、安全性の確保や個々
に適した保育内容を行いやすいという利点を活かし、積
極的に散歩等の戸外での活動を取り入れるようであれば、
複数の家庭的保育者で保育を実施する意義は薄れると
考えられる。

2 家庭的保育の定義の検討

家庭的保育の概念規定を行うに際し、子どもの保育に
おいて人的環境、物的環境、場（空間）により適切に構
成された保育環境が大切であるとの前提のもと、下記の
項目を通して検討することとした。

(1) 保育の実施場所

家庭的保育は、保育所のように保育を行うことを目的
として設けられた施設ではなく、既存の場を活用して行

われる。しかし、保育を行う場は、人間形成の基礎を培う大切な時期の子どもが長時間にわたって過ごす場であり、『保育所保育指針』（2008 年）で示されるように、子どもの最善の利益の尊重と福祉を増進するために最適な生活の場である必要がある。ところで、家庭が子どもの人間形成の重要な場の一つであり¹⁾、子どもは親や周囲の大人達の日常生活、行動を見て、その影響を受けながら育つということに異論を唱える人はいないだろう。この観点から、家庭的保育では長らく、子どもの自宅ではないものの家庭環境に近い空間として、保育する場を保育者の家庭生活の場である居宅に求め、保育を行ってきた。実際、9 割を超える家庭的保育者や利用者が「低年齢児は家庭的環境の中で育つことがよい」とし、その理由として保育者の「家庭で保育するので、子どもが安定する」「1 日を通して同じ保育者が見る」ということをあげた調査報告²⁾がなされている。また、保育所で 0～1 歳児の担任経験者に対する調査³⁾では 7 割近くが個別的な配慮の必要性を、4 割強が家庭的な環境の必要性を感じている。

保育施設とは違って、居宅という建物が共有すると考えられる空間の狭さや間仕切りされた空間⁴⁾は保育者と子どもの距離を近づけるとともに、地域全体を保育の場として位置付けることにもなり、保育者の居宅での保育がもたらす効果⁵⁾について色々と報告されている。子どもと保育者が互いに、子どもの家庭での生活場面と同じように大声ではなく普通の声で応答することができ、子どもにとっては保育者の様子を見渡せ、静かで、常に気配を感じられる空間であり、見慣れた設備に囲まれ、安心してくつろげる生活の場となっている。また、同じ保育者に一貫して保育されることで保育者との愛着関係が深まったり、保育者の家庭生活に触れ、大いに影響を受けながら成長したり、さまざまな社会資源を活用して社会体験や自然・物に関わる力を培ったり、地域の人との交流を通して社会性を涵養している。一方、保育者にとっては子どもの状況を把握しやすく、個別的で臨機応変な対応ができる保育の場となっている。

このような効果は、保育者の居宅と建物的にはあまり違いのない賃貸住宅での保育においても見出すことができる。唯一異なる点は家庭的保育の最大要因といえる保育者の家庭生活の場ではないということである。しかし、そこでは、保育者がキッチンでの昼食の準備や後片付けなどから生活の流れを子どもに感じさせたり、近隣の人との交流などを通して生活感を打ち出すようにするなど、保育の場にできるだけ日常の家庭生活の状況を取り込むよう努めている姿がうかがえる。

(2) 保育者

保育という仕事は、子どもの健全な心身の発達を図るという責任ある職業である。保育所保育や家庭的保育に関わらず、保育に関する専門的な知識と技術、職業倫理

が強く求められる専門職であり、保育者には専門性と人間性が問われる。一人一人の子どもの個性や発達過程を理解し、その子に応じた関わりをするとともに育ちを見通して、成長、発達を支援する。その際、子どもの主体性を大切にして環境を工夫していくことが大切であり、工夫する知識と技術を持っている必要がある。特に、家庭的保育では保育補助者とともに保育していても、保育者が責任をもって子どもの豊かな育ちを支え促すために保育の計画を作成し、環境を工夫して保育し、評価を行う必要があり、一人で決断や判断を下さなければならないことも多く、保育所の保育士よりも高い専門性が求められる。また、施設長的な役割や保護者からの相談対応、調理、用務、経理などの業務も担わなければならない。さらに、人間形成の基礎を培う大切な時期の子どもを保育する保育者は、子どもに少なからず影響を及ぼすが、特に、同じ保育者が長時間にわたって関わる家庭的保育においてはその影響は大きく、保育者自身が人間性の向上を目指して研鑽に努めなければならない。

現行の保育士資格は保育所保育などの施設型保育への対応に主眼が置かれている感も強いが、子どもの保育において保育所保育と家庭的保育の質に格差があってはならず、認可保育所の保育者が保育士資格取得者であることから考えても、家庭的保育者には保育の基本的な資格として保育士資格を取得していることが求められる。さらに保育所などでの集団保育の経験があれば、そのメリットとデメリットがわかり、家庭的保育のよさを見出し、伸ばしていくことにつなげられるであろう。

ところで、保育者の資質が保育の質を左右することから、保育者の資質のバラツキについては問題とされている⁶⁾。そのバラツキの改善策として、2005 年に家庭的保育者と利用者を対象に実施された調査⁷⁾では保育者の 7 割、利用者の 6 割強が保育者を保育士資格所有者に限定すべきとし、保育者の研修の必要性も述べている。

(3) 子ども

保育所保育や家庭的保育に関わらず、保育の対象は保育に欠ける子どもであるが、家庭的保育では少数の低年齢児（0～3 歳未満児）を保育する。というのも、家庭的保育は主として保育者の居宅という狭くて間仕切られた空間で保育をすることから、質の高い保育を展開するためには少数の子どもの小集団保育にならざるを得ない。個人差はあるものの多くの仲間との集団活動を通して色々なことを学び体得していく 3 歳以上の子どもにとっては、家庭的保育は空間的にも、規模的にも不満足な保育の場となるおそれが少なくない。一方、前述の「低年齢児は家庭的環境の中で育つことがよい」²⁾という声や、前述の調査³⁾において保育所で 0～1 歳児の担任経験者が低年齢児の保育では個別的な配慮が必要というように、小集団の中で、一人ひとりの子どもの育ちや生活リズム

に配慮して、同じ保育者が一貫して保育する家庭的保育は低年齢児にとって好ましい保育形態といっていよう。

小集団の規模についてみると、子どもが1人、多くても2人という家庭が大半である今日にあっては、きょうだい関係を通して人間関係づくりや社会性を涵養する機会は少なく、きょうだい体験ができる子ども数で、0～3歳未満の子どもが交じり合う異年齢保育が望ましい。居宅という空間や子どもを同じ保育者が毎日出迎え、見守って、送り出すという中で深い愛着関係を築くとともに高い応答性をもって、個別的に柔軟に対応することを考えると、規模は3～5人と考えられる。

(4) 家庭的保育の定義

尾木他（2006）の調査研究⁸⁾では、低年齢児にとっての在宅保育の環境要因を例示している。これを参考にし家庭的保育についてみると、家庭的保育の基底をなすのは家庭的環境であり、その最大要因として家庭的保育者の居宅があげられる。その構成要素として①規模（少人数）、②日常生活の状況、③空間（狭さ）、④地域性（地域に根ざす）、⑤物（設備・備品）、⑥保育者（専門性・人間性）が考えられる。そこで、居宅ではない空き店舗や教室などを活用する場合には、住居という建物をもつ空間の狭さや間仕切られた空間という要素を取り入れたり、家庭にあるような備品などを置いたり、地域住民と交流したり、保育者の力量にも左右されるが日常生活感を出すために意図的に関与することにより、居宅での保育に近づけるのではないだろうか。

以上を踏まえて、本報告では、「家庭的保育とは、保育士資格を持つ保育者が自身の家庭生活の場である居宅で、他人の子ども（0～3歳未満児）を5人まで仕事として日中預かり、その家庭生活や人間性、価値観の影響を子どもに及ぼしながら保育の専門知識・技術・倫理を活用して行う異年齢保育である。」と規定した。しかし、検証を進める必要のあることも残っている。家庭生活から受ける影響とその効果について具体的にみていく必要がある。また、居宅と賃貸住宅、その他の建物という保育の場所の違いによる効果の分析や、個人実施型や保育所実施型、グループ型という実施者や規模の違いによる効果の分析、家庭が醸し出す情感とその影響などについて今後も検証していきたい。

3 自治体調査結果

(1) 回収率

都道府県調査は送付47件に対して、回収42件、回収率は89.3%であった。

市町村調査については、102件送付のうち、84件回収し（回収率82.4%）、うち4件については現在家庭的保育実施の実態がなく、80件を有効回答とした（有効回収率78.4%）。

(2) 都道府県を対象とした調査結果について

①各都道府県における家庭的保育事業導入の状況と今後

各都道府県にある市区町村の家庭的保育事業の実施状況は実施が21件（うち、調査時点では未実施だが翌年度からの実施が決定している1件を含む）、未実施が21件と2分した。未実施都道府県のうち、導入を検討している市町村があるのは1件のみで、今後導入を検討（4件、9.5%）、導入を予定（7件、16.7%）のほとんどが実施市区町村のある都道府県であった。

市区町村において家庭的保育事業の実施または導入上の問題点や課題として（表1）、未実施の都道府県では需要のなさ（57.1%）が指摘され、次いで市区町村単独での研修実施の困難性（33.3%）があげられており、未実施の都道府県で今後家庭的保育事業が導入される可能性が低いことが示唆された。一方、実施都道府県では、問題点や課題として、研修実施の困難性（52.4%）が最も高い割合で選択され、次いで安全性の確保への課題（38.1%）、個人への委託への課題、保育者のなり手がいるか把握できない（いずれも23.8%）などがあげられた。

②家庭的保育事業における都道府県の役割

平成22年度、23年度を通じて、都道府県が行った家庭的保育事業に関する取り組みについて尋ねたところ、市町村担当者向け研修（8件、19.0%）、家庭的保育者向け研修については、基礎研修（7件、16.7%）、現任研修、指導者研修（いずれも4件、9.5%）、認定研修、研修教材の開発（いずれも2件、4.8%）などがあげられた。家庭的保育の普及啓発としては、ホームページや紙媒体を使つての情報提供（3件、7.1%）、地域住民向けの講演会（2件、4.8%）という結果であった。他には、基礎研修受講済みの家庭的保育者、保育補助者候補の登録・紹介の仕組みの構築、家庭的保育指導指針や指導監督要綱・要領の策定、事故防止ガイドラインの策定などがあげられた。

家庭的保育事業を実施する市区町村へのサポート上の都道府県の役割については（表2）、市区町村の実施状況を定期的に把握し、情報提供する（50.0%）が最も多く、次いで補助金等の助成（38.1%）、研修の実施（35.7%）、実施市町村をネットワーク化し、情報提供の場を設定（28.6%）が多く選択された。実施の有無別に見ると、実施している自治体では実施状況の把握と補助金の助成の割合が最も高く選択されていた（いずれも57.1%）。

(3) 市区町村調査の結果

①市区町村における家庭的保育事業の実施状況

i 事業種別

事業種別は表3-1に示す通り、国庫補助事業（42.5%）、国庫事業と地方単独事業との併用（11.3%、以下両事業の併用と記す）、地方単独事業（46.3%）で、両事業の併用も含めると、国庫補助事業を導入する自治体が過半数を超えた。事業創設の時期を見ると（表3-2）、国庫補助事

業、併用共に地方単独事業として先行して事業を行ってきた市区町村からの移行が進んできていることが読み取れた。

ii 類型

現在実施している家庭的保育の類型(表 4)は、個人事業主である単独の家庭的保育者が実施する従来の家庭的保育(以下、個人型)が最も多く(70件、87.5%)、個人事業主である複数の家庭的保育者が同一の場所を利用して実施する家庭的保育(以下、複数型)が続いた(16件、20.0%)。保育所実施型は9件、11.3%、NPO法人等の事業者に委託して実施する家庭的保育事業(以下、NPO型と記す)は8件、10.0%であった。保育所実施型やNPO型は国庫補助事業の中で行われるところがほとんどであるが、複数型については両事業の併用、地方単独事業を実施する市区町村でも実施されていた。

今後の国庫補助事業への移行(表 5)については、「予定している」(19.6%)、「移行する方向で検討している」(15.2%)を併せて、約35%が移行に向かっていた。一方、「今のところ予定もなく、検討もしていない」(34.8%)が同程度あった。

iii 家庭的保育事業の位置づけ

家庭的保育事業の位置づけ(表 6)は全体では、「多様な子育て家庭のニーズに対応する選択肢の一つ」が最も多く選択されており(77.5%)、本研究班の調査⁹⁾(2007)の結果と同様であった。続いて、「待機児童の応急的措置」(70.0%)が多く、割合は下がるが、「施設型とは異なる保育形態の提供」(46.3%)、「3歳未満児に適切な保育形態の提供」(36.3%)と続いた。事業種別では国庫補助事業を導入する市区町村では「待機児童の応急的措置」が最も高かった(88.2%)。

②保育の体制

i 家庭的保育者、受託児童、委託法人数

2012年2月1日現在の家庭的保育者数を2010年同時期と比較して尋ねた結果(表 7-1-1)では、個人型は「ほぼ同程度」(42.9%)が最も高く、「増加傾向」(32.9%)が続いた。それ以外の類型については、新たに導入されたものであり、「当時は未実施」、または「増加傾向」が選択された。受託児童数(表 7-1-2)については、個人型、保育所実施型では「増加傾向」が最も高く選択され、4割を超していた。複数型、NPO型については「増加傾向」、または「当時は未実施」が選択された。委託法人数(表 7-1-3)については保育所実施型では「増加傾向」と「当時は未実施」が同程度、NPO型については「当時は未実施」の方が高かった。

いずれも「減少傾向」が選択された割合は非常に少なく、実施している市区町村の中では家庭的保育事業が安定的、あるいは拡大する方向で進められていることが確

認できた。

ii 家庭的保育者1人が対象とする子ども数

家庭的保育者が対象とする子ども数(表 7-2)は全体としては3人または5人が多いが、個人型では2人、4人という設定をする市区町村もある。また、自治体により対象の子ども数を1パターンに規定する場合と、保護者の条件や希望により対象の子ども数を選択できる場所があった。

個人型では5人(77.1%)が最も多く、次いで5人(64.3%)であった。複数型やNPO型では3人が最も多く(それぞれ68.8%、75.0%)、保育所実施型では5人(77.8%)が最も多かった。

iii 保育の実施場所

保育の実施場所(表 7-3-1)については、個人実施型では「保育者の居宅」(95.7%)が最も多く、次いで「賃貸住宅」(48.8%)であった。複数型では「賃貸住宅」(75.0%)の方が多く、「保育者の居宅」(37.5%)が続いた。NPO型や保育所実施型では「賃貸住宅」(それぞれ100.0%、88.9%)に次いで、「賃貸住宅以外の賃貸スペース」、「公的施設等の余裕スペース」が選択された。

家賃補助については(表 7-3-2)、居宅が多い個人型では「特になし」が約6割(61.8%)と最も高かった。複数型では「一定の家賃補助がありそれを超える場合は保育者の自己負担」(25.0%)が最も高く、次いで「自治体が借り上げて提供」(18.8%)であった。

保育所実施型は「一定の家賃補助がありそれを超える場合は自己負担」(55.5%)が最も高く、「家賃補助の範囲内で借りる」が続いた。

家賃補助の対象(表 7-3-3)は家賃の他には共益費などがあげられ、敷金・保証金や礼金などが対象となる自治体は少なかった。

iv 複数の保育者がいる場合の体制

複数の保育者がいる場合の家庭的保育者数の上限(表 7-4)は、複数型では「3人」(37.5%)、「その他」(3人以上、37.5%)が多かった。NPO型は「2人」(62.5%)が最も多く、保育所実施型は「2人」(33.3%)と「3人」(22.2%)であり、無回答が44.4%であったが、保育所実施型では個人型と同様の形態で行っている自治体もあるため、複数体制をとっていない自治体が無回答となったと考えられる。

複数型、保育所実施型では保育者のリーダーの有無は半々であり、NPO型は75.0%にリーダーがいた(表 7-5)。

担当する子どもについては(表 7-6)、NPO型、保育所実施型では決まっている割合が高かったが、複数型では約3割が決まっていなかった。

③家庭的保育の支援体制について

家庭的保育の支援体制並びに研修に関しては、個人型、複数型は個人実施型として一つにまとめてみていく。

i 連携保育所

事業別(表 8-1-1)を見ると、併用を含め国庫補助事業を導入している自治体では 76~77%が指定しており、地方単独事業として実施している自治体では約半数であった。

類型別(表 8-1-2)では、個人実施型では約 7 割(69.3%)が指定されており、3 割弱は指定されていなかった。NPO 型は 75.0%が指定されていた。個人型では公立保育所が多く(86.5%)、民間保育所は 1/4 程度(26.9%)であった。NPO 型は公立保育所(66.7%)と民間保育所(50.0%)との差は少なかった(表 8-1-3)。

具体的な連携の内容については(表 8-1-4)、個人実施型では相談・指導(88.5%)、行事参加(84.6%)、園児との交流、情報提供(いずれも 78.8%)などの割合が高かった。NPO 型では行事参加、情報提供(いずれも 100.0%)、園児との交流、園庭開放(いずれも 83.3%)などの割合が高かった。

ii 家庭的保育支援者

家庭的保育支援者(保育室を巡回訪問し、保育者の相談に応じ、支援する役割を担う職種を含む)は全体では 55.0%(表 8-2-1)に配置されていた。事業種別では両事業の併用で最も多く(77.8%)、国庫補助事業(58.8%)、地方単独事業(45.9%)と続いた。

類型別(表 8-2-2)では、個人実施型では約 6 割(58.7%)、NPO 型では 6 割強(62.5%)に配置され、保育所実施型では 1/3 のみに配置されていた。

家庭的保育支援員の人数は全体として 1 人が多いが、個人実施型では、1 人(45.5%)の他、2 人(27.3%)、3 人(15.9%)なども多かった。所属は個人実施型では自治体が 3/4(75.0%)を占め、保育所職員は少なかった(15.9%)。NPO 型では、その他で NPO 法人職員が最も高く(60.0%)、保育所実施型は全部保育所職員であった。勤務形態は個人実施型では、常勤(45.5%)が非常勤(38.6%)よりやや高く、兼務(52.3%)が常勤(40.9%)より高かった(表 8-2-3 ①~④)。

業務内容(表 8-2-4)は、いずれの類型も「訪問指導」、「情報提供」、「相談・支援」がほぼ 100%であった。その他、個人実施型では「研修の企画・実施」(59.1%)、「連携保育所との関係調整・同行」(47.7%)、「代替保育の実施」(40.9%)、「受託児決定または面接への同席」(31.8%)などがあげられた。

NPO 実施型、保育所実施型ともに、「連携保育所との関係調整・同行」(それぞれ 60.0%、100.0%)、「代替保育の実施」(40.0%、66.7%)の順に多かった。

そのうち、訪問指導の指導内容(表 8-2-5)については、

「保育環境」、「子どもの発達等」、「保育内容」についてはいずれの類型もほぼ 100%であるが、「保育者の評価」については、個人実施型 38.6%、NPO 実施型 20.0%、保育所実施型 33.3%と全体的に低かった。

iii 休暇取得時の対応

代替保育の仕組みは 63.8%の自治体にあり、地方単独事業の場合も約 6 割(59.5%)に仕組みがあった(表 8-3-1)。具体的な方法としては、個人実施型では「連携保育所でクラスへの受入」(41.2%)、「連携保育所の一時保育利用」(39.2%)など、連携保育所の利用が最も高かった。次いで、「補助者等による家庭的保育室での代替保育」(27.5%)、「家庭的保育支援者による代替保育」(17.6%)が多かった。また、NPO 実施型では「補助者等による家庭的保育室での代替保育」(27.5%)保育実施型では「家庭的保育支援者による代替保育」(50.0%)や「その他」(50.0%)で実施保育所での受け入れなどが高かった(表 8-3-3)。

家庭的保育の支援体制は、総じて向上してきていると言える。

④研修

各研修の実施状況は、国庫補助事業を導入する自治体で実施率が高かった。全ての家庭的保育者ならびに保育補助者に義務づけられる基礎研修については、国庫補助事業 97.1%、両事業の併用 77.8%、地方単独事業 59.5%で実施されていた(表 9-1-1)。研修の実施主体は、両事業の併用の 71.4%、国庫補助事業の 63.6%が市町村主催で行われていた。地方単独事業では都道府県主催が 63.6%と高い割合を占めた(表 9-1-2)。地方単独事業では、基礎研修受講の義務づけはないが、都道府県が研修を実施することにより、地方単独事業における保育者も研修を受講する機会が提供されていることが明らかとなった。

次に、認定研修については、国庫補助事業の 55.9%、両事業の併用の 44.4%、地方単独事業の 16.2%で実施されていた(表 9-2-1)。国庫補助における認定研修(保育士資格を有していない保育者が保育士と同等の知識と技術を身につけることを目的に受講する研修)と各自治体が家庭的保育者を認定する際に行う認定研修が混同された可能性がある。調査では前者の認定研修による認定者数を把握しようとしたが、家庭的保育者としての認定者数が混在したため、正確な数字を把握することができなかった。認定研修の主催者については、国庫補助事業では、市町村主催(57.9%)、都道府県主催(21.1%)の順であったが、その他として委託先の NPO 法人等をあげるものが 3 自治体あった(表 9-2-2)。

フォローアップ研修については、国庫補助事業、両者の併用では 4 割台の実施状況、実施主体は市町村が 3/4 以上を占めた(表 9-3-1、9-3-2)。

現任研修については、両事業の併用が最も実施割合が高く(77.8%)、国庫補助事業(64.7%)、地方単独事業

(62.2%)と続いた(表 9-4-1)。実施主体は両事業の併用では市区町村(71.4%)が高く、地方単独事業では都道府県(78.3%)が高かった。国庫補助事業では、市町村とその他が同程度(36.4%)であった(表 9-4-2)。その他には団体が実施する研修への参加や委託先法人による実施などが含まれた。

指導者研修については、国庫補助事業(35.3%)での実施が最も高く、実施主体は都道府県(37.5%)が高かった(表 9-5-1、9-5-2)。

その他の自治体独自の研修については全体で約 4 割(41.3%)の実施率であった(表 9-6-1)。

⑤保育補助者雇用費

受託対象の子どもが 3 人以下の場合の保育補助者雇用費がある自治体は、国庫補助事業(70.5%)が最も高く、両事業の併用(44.4%)、地方単独事業(43.2%)は同程度であった(表 10-1)。雇用費の上限の設定については、「子どもの数に応じた雇用費の上限を設定」(40.9%)が最も多く、「子どもの数に関わらず、上限を設定」(29.5%)が続いた。「常時複数保育を義務づけ、委託費に含む」は 6 件であった(表 10-2)。

⑥法定化への評価

家庭的保育事業が法定化されたことについての評価を尋ねた結果(表 11)、「児童福祉法に位置づけられた」(75.0%)、「家庭的保育事業ガイドラインが定められた」(71.3%)が高い割合で選択され、次いで「研修体系が明確にされた」(53.8%)、「安心こども基金等による環境整備や研修への補助」(45.0%)などが評価された。

事業別に見ると、国庫補助事業では児童福祉法への位置づけ(82.4%)、ガイドラインの設置(79.4%)と並び、安心こども基金(70.6%)が高い割合で選択され、また、「家庭的保育者に必要な研修体系が明確にされた」(61.8%)や「庁内で予算要求がしやすくなった」(44.1%)などは他の群よりも高い割合で選択されていた。

一方、地方単独事業では、「家庭的保育者に必要な支援体制が明確にされた」(35.1%)、「家庭的保育の質の向上が図られた」(32.4%)などが評価されていた。

本調査では家庭的保育事業の実施基準やガイドラインについての課題を自由記述で求め、さらにはその課題に対して、どういうあり方が自治体にとって望ましいのかを尋ねた。

最も多かったのは研修に関する記述であった。その内容は自治体が独自に研修を実施することの困難さ、時間の多さや内容が規定されていることに伴う予算や講師確保の難しさ、さらには平日保育を行う保育者が研修を受ける時間を確保することの困難さなどがあげられた。それらの対応策として、単独の自治体が行う以外に国や都道府県での実施、また国が想定する研修内容を実施できる団体を指定する等の他、研修実施に関して各自治体

の裁量に委ねることなどがあげられた。とくに、家庭的保育者や保育補助者の欠員・変更が生じた場合に研修が受けられないことにより、保育の継続に支障が生じるという意見があげられた。

保育士資格を原則とする資格要件や研修時間数の緩和を求める意見がある一方で、保育現場での就労経験や乳児保育の経験がない場合も保育の責任者となれることから、保育士としての就労経験を要件にすることや乳児保育の実習の追加、さらには保育士資格を保有しない者を資格要件からはずすことへの意見も見られた。

また、連携保育所に関する課題、とりわけ代替保育の受入の難しさについても共通にあげられた。代替保育の確保の必要性は十分に認識されているが、保育所で円滑に代替保育を行うためには、保育所職員の確保が必要であるとの指摘が多くあり、諸経費に人件費等の上乗せをすることや連携保育所加算を保育所の側につけること等の意見があげられた。

その他、家庭的保育支援者の役割、安全の確保、利用希望者の少なさ、保育料等への意見があげられたが、国が明確な基準を示すことを求める意見と、自治体による裁量を求める意見の両方があった。さらには、安心こども基金のような補助制度の継続を求める意見もあげられた。

⑦今後の家庭的保育事業の方向性

今後実施予定の事業類型について尋ねたところ(表 12)、全体では「広げる予定はない」(45.0%)が最も高く、実施予定では「保育所実施型」(16.3%)、「個人型」(15.0%)、「複数型」(12.5%)が続いた。

今後の事業展開に期待することとしては「待機児童の解消」(48.8%)が最も高い割合で選択され、続いて「固定の保育者によるきめ細やかな保育」(30.0%)、「地域に根ざした子育て支援」(28.8%)、「複数の保育者で密室性を回避」(25.0%)などがあげられた(表 13)。

家庭的保育事業が多様化、拡大化する中、複数の家庭的保育者が行う形態での要件等については(表 14)、「保育責任者の配置」(43.8%)や「保育士としての勤務経験のある保育士を必致」(31.3%)が多く選択され、割合は少し低くなるが、「認定研修の実施及び効果測定は市区町村が関与」(13.8%)が続いた。

IV まとめと今後の課題

本研究では 6 年間にわたって「家庭的保育のあり方」について検討を行ってきた。本年度の調査結果からも明らかとなったように、その成果は家庭的保育の質の向上と支援体制の充実に寄与したと考えられる。それは国庫補助事業を導入し家庭的保育事業のガイドラインに基づき事業を実施する自治体だけでなく、地方単独事業として実施する自治体においてもガイドラインの内容が参考

とされているものと考えられる¹⁰⁾。

本調査の中では、家庭的保育事業のガイドラインで規定される研修に関する課題について非常に多くの意見があげられた。その多くは、自治体単独で研修を行う困難性により、研修の実施回数が限定されることに関連していた。家庭的保育者や保育補助者に義務づけられる研修は時間数が多いことや内容が専門的であることから、年間を通じて頻回の開催は難しい。そのため、欠員が出た場合や保育補助者の変更がある場合に、保育業務に支障を来す場合もある。各自治体が一度に認定する保育者数もさほど多くない現状では、各自治体が単独で研修を行うことは経費的にも非効率であり、都道府県が主催する研修や、あるいはブロック単位で行われる研修、いくつかの自治体が共同で実施する研修など、いくつかの研修を組み合わせ、年間数回受講できるような体制を築いていくことが必要である。

認定研修も含め、研修の時間数の削減や実習日数の削減の要望は大きい。しかしながら、保育を開始する前の基礎研修の質を担保することにより、実際の保育の質が担保されるのであり、保育士としての勤務経験がある場合にも研修受講は必要であると考えられる。

一方で、本研究で検討した研修内容はその時点では家庭的保育者1人が保育補助者と共に5人以下の子どもを対象に行うことを前提として検討したものである。より多くの子ども、より多くの保護者を対象とする場合には、そこで生じる課題や問題に対応するための研修内容が必要となり、現在設定されている研修内容に付加すべき内容もあると考えられる。

また、看過できない事実として、保育士資格を保有しない者が保育士と同等の知識と技術を習得するための認定研修について、グループ型小規模保育では、その研修自体をNPO法人等の委託事業者を実施させていることが本調査で明らかとなっている。保育の質を低下させないために、とりわけ認定研修については、必ず自治体に関与する中で実施され、また適切な効果測定が行われる必要がある。グループ型小規模保育は子ども・子育て新システムの先取りプロジェクトとして実施されるものであり、本格的に同システムが実施される際には小規模保育と家庭的保育とにそれぞれ整理されていくことになる。現在、グループ型小規模保育は家庭的保育事業の保育者の要件を準用されているが、今後は認可外保育施設の基準との整合性が検討されるべきであると考えられる。

都道府県調査の中ではいくつかの都道府県が積極的に研修事業に取り組んでいる実態が明らかとなった。そのうちのいくつかは家庭的保育を先行的に実施する市区町村が複数ある都県であった。このような都県の取り組みは市区町村における研修の受講や国庫補助への移行を後押ししていることが窺えた。また、新たに家庭的保育事業を導入する市町村での都道府県での研修実施も認められた。これらの取り組みも家庭的保育事業を新たに導

入する市町村を拡大する上で有効である。都道府県の取り組みには安心こども基金による研修事業等への補助金が役立てられている。家庭的保育事業は市町村が実施する事業ではあるが、都道府県が一定の役割を果たす上で必要となるこれらの補助金が子ども・子育て新システムの創設により、どのように変化していくかも見守っていかなければならない。

目的でも述べたように家庭的保育事業という枠組みの中で保育が多様化、拡大化しつつある中で、本研究では「家庭的保育とは」という原点に戻らざるを得なくなった。多様化、拡大化する中でも、家庭的な環境のもと小規模に行われる家庭的保育の特徴や意義を活かしていくための方策という新たな課題について今後さらに検討していくことが必要となる。それと同時に、とりわけ低年齢児の保育において望ましい保育士と子どもの関係を保障する保育のあり方について、今後は家庭的保育事業という枠組みを超えた検討が必要であると考えている。

参考文献・註：

- 1) 井上忠司、『「家庭」という風景 社会心理士ノート』日本放送出版協会、1988、p.116
- 2) 尾木まり他、『在宅保育の効果に関する調査研究—利用の効果及び利用後の意識の変化』こども未来財団、2006、p.47
- 3) 小山修、庄司順一他、「家庭的保育のあり方に関する調査研究(2)」日本子ども家庭総合研究所紀要代44集(平成19年度)、p.80
- 4) 尾木まり他、前掲書、2006、p.112
- 5) 『在宅保育の効果に関する調査研究事業報告書』全国ベビーシッター協会、2001、p.133、p.147、尾木まり他、同上書、2006、p.97～98および村上博文、汐見稔幸、福川須美他「乳児保育における物理的環境の想像—間仕切り設置による空間環境の設定—」『乳児の「泣き」を手がかりにした、乳児保育および育児における環境の影響に関する報告書』乳児保育研究会、2005
- 6) 全国ベビーシッター協会、同上書、p.58
- 7) 尾木まり他、前掲書、2006、p.145
- 8) 尾木まり他、同上書、2006、p.113
- 9) 小山修、庄司順一他、「家庭的保育のあり方に関する調査研究(1)」、日本子ども家庭総合研究所紀要第43集(平成18年度)、2007
- 10) 本研究班が2007年に実施した調査の結果では、認定前研修(19.8%)、現任研修(39.5%)の実施率であった。小山修他、「家庭的保育のあり方に関する調査研究(2)」日本子ども家庭総合研究所紀要代44集(平成19年度)、p.73

表1 実施状況別市町村における家庭的保育事業の実施または導入上の問題点や課題(都道府県調査)									複数回答	
	全体	市町村単独 で研修を実施 することが 困難	連携保育所 の指定が難 しい	安全性の確 保に課題が ある	個人への委 託に課題が ある	保育者のな り手があるか どうか把握で きない	家庭的保育 の需要がな い	その他	無回答	
総数	42	18	7	12	7	7	16	9	6	
	100.0	42.9	16.7	28.6	16.7	16.7	38.1	21.4	14.3	
実施市町村 あり	21	11	4	8	5	5	4	8	1	
	100.0	52.4	19.0	38.1	23.8	23.8	19.0	38.1	4.8	
実施市町村 なし	21	7	3	4	2	2	12	1	5	
	100.0	33.3	14.3	19.0	9.5	9.5	57.1	4.8	23.8	

表2 家庭的保育事業を実施する市町村へのサポート上の都道府県の役割(都道府県調査)									複数回答	
	全体	家庭的保育 者等への研 修を実施	家庭的保育 支援者や連 携保育所へ の研修	家庭的保育 事業を実施 する上で必 要となる補 助金等の助 成	家庭的保育 事業市町村 のネットワ ーク化を図 り、情報交 換の場を設 けて宇	家庭的保育 を実施する 上で必要と なる指導監 督基準等を 策定	市区町村の 実施状況を 定期的に把 握し情報を 提供	その他	無回答	
総数	42	15	8	16	12	8	21	2	9	
	100.0	35.7	19.0	38.1	28.6	19.0	50.0	4.8	21.4	
実施市町村 あり	21	9	6	12	8	4	12	0	2	
	100.0	42.9	28.6	57.1	38.1	19.0	57.1	0.0	9.5	
実施市町村 なし	21	6	2	4	4	4	9	2	7	
	100.0	28.6	9.5	19.0	19.0	19.0	42.9	9.5	33.3	

表3-1 事業種別				表3-2 事業創設年度(事業種別)									
全体	国庫補助 事業	両事業の 併用	地方単独 事業										
80	34	9	37		総数	80	32	14	7	9	9	8	1
100.0	42.5	11.3	46.3			100.0	40.0	17.5	8.8	11.3	11.3	10.0	1.3
					国庫補助 事業	34	9	3	2	5	7	8	0
						100.0	26.5	8.8	5.9	14.7	20.6	23.5	0.0
					両事業の 併用	9	7	0	1	0	1	0	0
						100.0	77.8	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0
					地方単独 事業	37	16	11	4	4	1	0	1
						100.0	43.2	29.7	10.8	10.8	2.7	0.0	2.7

表4 実施している家庭的保育の類型(事業種別)						表5 今後、国庫補助事業への移行の予定(事業種別)							
全体	個人実施 型(単独)	個人実施 型(複数)	NPO型	保育所 実施型		全体	予定 している	時期は未 定だが、移 行する方 向で検討	移行する かどうかを 検討してい る	今のところ 予定はな く、検討し ていない	その他	無回答	
総数	80	70	16	8	9	総数	46	9	7	5	16	2	7
	100.0	87.5	20.0	10.0	11.3		100.0	19.6	15.2	10.9	34.8	4.3	15.2
国庫補助 事業	34	26	6	6	7	両事業の 併用	9	1	0	0	2	0	6
	100.0	76.5	17.6	17.6	20.6		100.0	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	66.7
両事業の 併用	9	9	2	1	1	地方単独 事業	37	8	7	5	14	2	1
	100.0	100.0	22.2	11.1	11.1		100.0	21.6	18.9	13.5	37.8	5.4	2.7
地方単独 事業	37	35	8	1	1								
	100.0	94.6	21.6	2.7	2.7								

表6 家庭的保育事業の位置づけ(事業種別)							(複数回答)	表7-1-1 保育者数の増減(2010年との比較・類型別)							
	全体	待機児童 の応急的 措置	多様な子 育て家庭 のニーズ に対応す る選択肢 の一つ	乳幼児人 口減少地 域におけ る保育ニ ーズへの 対応	施設型と は異なる 保育形態 の提供	3歳未満 児に適切 な保育形 態の提供	その他		個人型	全体	増加傾向	ほぼ 同程度	減少傾向	当時は 未実施	無回答
総数	80	56	62	4	37	29	4		個人型	70	23	30	3	9	3
	100.0	70.0	77.5	5.0	46.3	36.3	5.0			100.0	32.9	42.9	4.3	12.9	4.3
国庫補助 事業	34	30	25	1	14	11	3		複数型	16	6	2	0	6	2
	100.0	88.2	73.5	2.9	41.2	32.4	8.8			100.0	37.5	12.5	0.0	37.5	12.5
両事業の 併用	9	5	7	2	4	7	1		NPO型	8	2	0	0	3	3
	100.0	55.6	77.8	22.2	44.4	77.8	11.1			100.0	25.0	0.0	0.0	37.5	37.5
地方単独 事業	37	21	30	1	19	11	0		保育所実 施型	9	4	1	0	3	1
	100.0	56.8	81.1	2.7	51.4	29.7	0.0			100.0	44.4	11.1	0.0	33.3	11.1

表7-1-2 受託児童数の増減(2010年との比較・類型別)							表7-1-3 委託法人数の増減(2010年との比較・類型別)						
全体	増加傾向	ほぼ 同程度	減少傾向	当時は 未実施	無回答		全体	増加傾向	ほぼ 同程度	減少傾向	当時は 未実施	無回答	
個人型	70	29	23	5	9	7	NPO型	8	2	1	0	3	2
	100.0	41.4	32.9	7.1	12.9	10.0		100.0	25.0	12.5	0.0	37.5	25.0
複数型	16	6	1	0	5	4	保育所実 施型	9	3	2	0	3	1
	100.0	37.5	6.3	0.0	31.3	25.0		100.0	33.3	22.2	0.0	33.3	11.1
NPO型	8	2	0	0	3	3							
	100.0	25.0	0.0	0.0	37.5	37.5							
保育所 実施型	9	4	1	0	3	1							
	100.0	44.4	11.1	0.0	33.3	11.1							

表7-2 保育対象の子ども数(類型別)							複数回答	表7-3-1 保育の実施場所(類型別)							複数回答
	全体	2人	3人	4人	5人	無回答			全体	家庭的保育者の居宅	賃貸住宅	賃貸住宅以外の賃貸スペース	公的施設等の余裕スペース	その他	無回答
個人型	70	18	54	14	45	1			70	67	34	4	3	3	1
	100.0	25.7	77.1	20.0	64.3	1.4			100.0	95.7	48.6	5.7	4.3	4.3	1.4
複数型	16	0	11	4	4	2			16	6	12	3	5	0	1
	100.0	0.0	68.8	25.0	25.0	12.5			100.0	37.5	75.0	18.8	31.3	0.0	6.3
NPO型	8	0	6	2	2	1			8	2	8	4	3	1	0
	100.0	0.0	75.0	25.0	25.0	12.5			100.0	25.0	100.0	50.0	37.5	12.5	0.0
保育所実施型	9	0	4	2	7	1			9	0	8	4	2	1	1
	100.0	0.0	44.4	22.2	77.8	11.1			100.0	0.0	88.9	44.4	22.2	11.1	11.1
表7-3-2 家賃補助等の有無(類型別)															
	全体	特にない	一定の家賃補助の上限を超える場合は保育者の負担	一定の家賃補助の範囲内で借りている	自治体で借りあげた上で、提供	その他	無回答								
個人型	34	21	10	1	1	1	0								
	100.0	61.8	29.4	2.9	2.9	2.9	0.0								
複数型	16	4	4	1	3	1	2								
	100.0	25.0	25.0	6.3	18.8	6.3	12.5								
NPO型	8	3	3	0	0	2	0								
	100.0	37.5	37.5	0.0	0.0	25.0	0.0								
保育所実施型	9	0	5	2	0	1	1								
	100.0	0.0	55.6	22.2	0.0	11.1	11.1								
表7-3-3 家賃補助の対象(類型別)							複数回答	表7-4 複数の保育者が保育する場合の保育者数の上限(類型別)							
	全体	家賃	敷金や保証金	礼金	契約更新料	その他	無回答		全体	2人	3人	その他	無回答		
個人型	13	12	2	1	0	4	0		複数型	16	3	6	6	1	
	100.0	92.3	15.4	7.7	0.0	30.8	0.0			100.0	18.8	37.5	37.5	6.3	
複数型	10	6	1	2	1	2	0	NPO型	8	1	5	1	1		
	100.0	60.0	10.0	20.0	10.0	20.0	0.0		100.0	12.5	62.5	12.5	12.5		
NPO型	4	4	0	0	0	1	0	保育所実施型	9	3	2	0	4		
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0		100.0	33.3	22.2	0.0	44.4		
保育所実施型	8	7	0	0	0	1	1								
	100.0	87.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5								
表7-5 複数の保育者が保育する場合の保育者のリーダーの有無(類型別)								表7-6 担当する子どもは決まっているか(類型別)							
	全体	いる	いない	その他	無回答				全体	決まっている	決まっていない	無回答			
複数型	16	7	7	1	1			複数型	16	9	5	2			
	100.0	43.8	43.8	6.3	6.3				100.0	56.3	31.3	12.5			
NPO型	8	6	1	0	1			NPO型	8	7	0	1			
	100.0	75.0	12.5	0.0	12.5				100.0	87.5	0.0	12.5			
保育所実施型	9	2	2	1	4			保育所実施型	8	3	1	5			
	100.0	22.2	22.2	11.1	44.4				100.0	37.5	12.5	62.5			
表8-1-1 連携保育所の指定(事業種別)								表8-1-2 連携保育所の指定(類型別)							
	全体	している	していない	無回答					全体	している	していない	無回答			
総数	80	52	21	7			個人実施型	75	52	21	2				
	100.0	65.0	26.3	8.8				100.0	69.3	28.0	2.7				
国庫補助事業	34	26	1	7			NPO型	8	6	0	2				
	100.0	76.5	2.9	20.6				100.0	75.0	0.0	25.0				
両事業の併用	9	7	2	0			保育所実施型	9	4	2	2				
	100.0	77.8	22.2	0.0				100.0	44.4	22.2	22.2				
地方単独事業	37	19	18	0											
	100.0	51.4	48.6	0.0											
表8-1-3 連携保育所の種別(類型別)							複数回答								
	全体	公立保育所	民間保育所	その他											
個人実施型	52	45	14	0											
	100.0	86.5	26.9	0.0											
NPO型	6	4	3	1											
	100.0	66.7	50.0	16.7											
保育所実施型	4	0	4	0											
	100.0	0.0	100.0	0.0											

表8-1-4 具体的な連携の内容(類型別)												複数回答
	全体	園庭開放	行事参加	身体測定	子どもの健康診断	給食体験	情報提供	研修参加	相談・指導	園児との交流	代替保育	その他
個人実施型	52	40	44	26	34	12	41	18	46	41	37	6
	100.0	76.9	84.6	50.0	65.4	23.1	78.8	34.6	88.5	78.8	71.2	11.5
NPO型	6	5	6	2	2	1	6	2	3	5	2	0
	100.0	83.3	100.0	33.3	33.3	16.7	100.0	33.3	50.0	83.3	33.3	0.0
保育所実施型	4	2	3	2	3	1	2	2	3	3	1	1
	100.0	50.0	75.0	50.0	75.0	25.0	50.0	50.0	75.0	75.0	25.0	25.0

表8-2-1 家庭的保育支援者(事業種別)					表8-2-2 家庭的保育支援者(類型別)				
	全体	配置している	配置していない	無回答		全体	配置している	配置していない	無回答
総数	80	44	28	8	個人実施型	75	44	28	1
	100.0	55.0	35.0	10.0		100.0	58.7	37.3	1.3
国庫補助事業	34	20	7	7	NPO型	8	5	1	2
	100.0	58.8	20.6	20.6		100.0	62.5	12.5	25.0
両事業の併用	9	7	1	1	保育所実施型	9	3	3	3
	100.0	77.8	11.1	11.1		100.0	33.3	33.3	33.3
地方単独事業	37	17	20	0					
	100.0	45.9	54.1	0.0					

表8-2-3 ①家庭的保育支援者の人数(類型別)							
	全体	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
個人実施型	44	20	12	7	3	1	1
	100.0	45.5	27.3	15.9	6.8	2.3	2.3
NPO型	5	5	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保育所実施型	3	2	0	0	1	0	0
	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0

表8-2-3 ②家庭的保育支援者の人数所属(類型別)						表8-2-3 ③家庭的保育支援者の勤務形態(類型別)					
	全体	自治体職員	保育所職員	その他	無回答		全体	常勤	非常勤	その他	無回答
個人実施型	44	33	7	3	1	個人実施型	44	20	17	4	3
	100.0	75.0	15.9	6.8	2.3		100.0	45.5	38.6	9.1	6.8
NPO型	5	1	1	3	0	NPO型	5	4	1	0	0
	100.0	20.0	20.0	60.0	0.0		100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
保育所実施型	3	0	3	0	0	保育所実施型	3	3	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表8-2-3 ④他の業務との関係(類型別)				
	全体	専任	兼務	無回答
個人実施型	44	18	23	3
	100.0	40.9	52.3	6.8
NPO型	5	1	4	0
	100.0	20.0	80.0	0.0
保育所実施型	3	3	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0

表8-2-4 業務内容(類型別)										複数回答
	全体	訪問指導	情報提供	相談・支援	研修の企画/実施	替保育の実	連携保育所との関係調整・同行	受託児決定または面接への同席	その他	無回答
個人実施型	44	44	42	43	26	18	21	14	4	1
	100.0	100.0	95.5	97.7	59.1	40.9	47.7	31.8	9.1	2.3
NPO型	5	5	5	5	1	2	3	0	0	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	20.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0
保育所実施型	3	3	3	3	1	2	3	1	0	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	66.7	100.0	33.3	0.0	0.0

表8-2-5 訪問指導の指導内容(類型別)								複数回答
	全体	保育環境	子どもの発達等	保育内容	保育者の評価	監査	その他	無回答
個人実施型	44	43	41	42	17	12	1	1
	100.0	97.7	93.2	95.5	38.6	27.3	2.3	2.3
NPO型	5	5	5	5	1	0	0	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0
保育所実施型	3	3	3	3	1	0	0	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0

表8-3-1 代替保育の仕組み(事業種別)

	全体	ある	ない	無回答
総数	80	51	22	7
	100.0	63.8	27.5	8.8
国庫補助事業	34	23	4	7
	100.0	67.6	11.8	20.6
両事業の併用	9	6	3	0
	100.0	66.7	33.3	0.0
地方単独事業	37	22	15	0
	100.0	59.5	40.5	0.0

表8-3-2 代替保育の仕組み(類型別)

	全体	ある	ない	無回答
個人実施型	75	51	22	2
	100.0	68.0	29.3	2.7
NPO型	8	5	1	2
	100.0	62.5	12.5	25.0
保育所実施型	9	6	1	2
	100.0	66.7	11.1	22.2

表8-3-3 代替保育の方法(類型別)

	全体	連携保育所でクラスへの受入	連携保育所の一時保育利用	補助者等による家庭的保育室での代替保育	家庭的保育支援者による代替保育	その他の代替保育者の指定	他の家庭的保育者による受入	その他
個人実施型	51	21	20	14	9	3	7	9
	100.0	41.2	39.2	27.5	17.6	5.9	13.7	17.6
NPO型	5	1	0	3	0	0	0	2
	100.0	20.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	40.0
保育所実施型	6	1	0	0	3	1	0	3
	100.0	16.7	0.0	0.0	50.0	16.7	0.0	50.0

複数回答

表9-1-1 基礎研修(事業種別)

	全体	あり	なし	無回答
総数	80	62	14	4
	100.0	77.5	17.5	5.0
国庫補助事業	34	33	1	0
	100.0	97.1	2.9	0.0
両事業の併用	9	7	1	1
	100.0	77.8	11.1	11.1
地方単独事業	37	22	12	3
	100.0	59.5	32.4	8.1

表9-1-2 基礎研修の実施主体(事業種別)

	全体	市町村主催	都道府県主催	その他	無回答
総数	62	32	19	9	1
	100.0	51.6	30.6	14.5	1.6
国庫補助事業	33	21	4	6	1
	100.0	63.6	12.1	18.2	3.0
両事業の併用	7	5	1	1	0
	100.0	71.4	14.3	14.3	0.0
地方単独事業	22	6	14	2	0
	100.0	27.3	63.6	9.1	0.0

複数回答

表9-2-1 認定研修(事業種別)

	全体	あり	なし	無回答
総数	80	42	32	6
	100.0	52.5	40.0	7.5
国庫補助事業	34	19	13	2
	100.0	55.9	38.2	5.9
両事業の併用	9	4	4	1
	100.0	44.4	44.4	11.1
地方単独事業	37	19	15	3
	100.0	51.4	40.5	8.1

表9-2-2 認定研修の実施主体(事業種別)

	全体	市町村主催	都道府県主催	その他	無回答
総数	42	19	18	5	38
	100.0	45.2	42.9	11.9	90.5
国庫補助事業	33	11	4	3	16
	100.0	33.3	12.1	9.1	48.5
両事業の併用	4	3	1	0	5
	100.0	75.0	25.0	0.0	125.0
地方単独事業	19	5	13	2	17
	100.0	26.3	68.4	10.5	89.5

複数回答

表9-3-1 フォローアップ研修(事業種別)

	全体	あり	なし	無回答
総数	80	26	40	14
	100.0	32.5	50.0	17.5
国庫補助事業	34	16	14	4
	100.0	47.1	41.2	11.8
両事業の併用	9	4	4	1
	100.0	44.4	44.4	11.1
地方単独事業	37	6	22	9
	100.0	16.2	59.5	24.3

表9-3-2 フォローアップ研修の実施主体(事業種別)

	全体	市町村主催	都道府県主催	その他	無回答
総数	26	21	2	3	
	100.0	80.8	7.7	11.5	0.0
国庫補助事業	16	14	0	2	
	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0
両事業の併用	4	3	1	0	
	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
地方単独事業	6	4	1	1	
	100.0	66.7	16.7	16.7	0.0

複数回答

表9-4-1 現任研修(事業種別)

	全体	あり	なし	無回答
総数	80	52	20	8
	100.0	65.0	25.0	10.0
国庫補助事業	34	22	8	4
	100.0	64.7	23.5	11.8
両事業の併用	9	7	1	1
	100.0	77.8	11.1	11.1
地方単独事業	37	23	11	3
	100.0	62.2	29.7	8.1

表9-4-2 現任研修の実施主体(事業種別)

	全体	市町村主催	都道府県主催	その他	無回答
総数	52	15	25	11	
	100.0	28.8	48.1	21.2	0.0
国庫補助事業	22	8	6	8	
	100.0	36.4	27.3	36.4	0.0
両事業の併用	7	5	1	1	
	100.0	71.4	14.3	14.3	0.0
地方単独事業	23	2	18	2	
	100.0	8.7	78.3	8.7	0.0

複数回答

表9-5-1 指導者研修(事業種別)

	全体	あり	なし	無回答
総数	80	16	49	15
	100.0	20.0	61.3	18.8
国庫補助事業	34	12	16	6
	100.0	35.3	47.1	17.6
両事業の併用	9	1	7	1
	100.0	11.1	77.8	11.1
地方単独事業	37	3	26	8
	100.0	8.1	70.3	21.6

表9-5-2 指導者研修の実施主体(事業種別)

	全体	市町村主催	都道府県主催	その他	無回答
総数	26	4	9	3	
	100.0	15.4	34.6	11.5	0.0
国庫補助事業	16	4	6	2	
	100.0	25.0	37.5	12.5	0.0
両事業の併用	4	0	0	1	
	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0
地方単独事業	6	0	3	0	
	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0

複数回答

岩田他：家庭的保育のあり方に関する調査研究(6)

表9-6-1 その他の自治体独自の研修(事業種別)

	全体	あり	なし	無回答
総数	80	33	32	15
	100.0	41.3	40.0	18.8
国庫補助事業	34	11	15	8
	100.0	32.4	44.1	23.5
両事業の併用	9	6	2	1
	100.0	66.7	22.2	11.1
地方単独事業	37	16	15	6
	100.0	43.2	40.5	16.2

表10-1 子どもが3人以下の時の保育補助者雇用費(事業種別)

	全体	ある	ない	無回答
総数	80	44	35	1
	100.0	55.0	43.8	1.3
国庫補助事業	34	24	10	0
	100.0	70.6	29.4	0.0
両事業の併用	9	4	5	0
	100.0	44.4	55.6	0.0
地方単独事業	37	16	20	1
	100.0	43.2	54.1	2.7

表10-2 保育補助者雇用費の上限の設定(事業種別)

	全体	子どもの数に応じた雇用費の上限を設定	子どもの数に関わらず、上限を設定	常時複数保育を義務づけ、委託費を含む	その他
総数	44	18	13	6	7
	100.0	40.9	29.5	13.6	15.9
国庫補助事業	24	9	6	5	4
	100.0	37.5	25.0	20.8	16.7
両事業の併用	4	1	1	1	1
	100.0	25.0	25.0	25.0	25.0
地方単独事業	16	8	6	0	2
	100.0	50.0	37.5	0.0	12.5

表11 法定化への評価(事業種別)

	全体	児童福祉法に位置づけられた	家庭的保育事業ガイドラインが定められた	家庭的保育者に必要な研修体系が明確にされた	安心こども基金等により、環境整備や研修への補助が行われた	庁内で予算要求がしやすくなった	庁内で家庭的保育事業への関心が高まった	家庭的保育に必要な支援体制が明確にされた	家庭的保育の質の向上が図られた	住民が家庭的保育を知る機会が増えた	待機児童の解消につながった	その他	無回答
総数	80	60	57	43	36	18	14	27	20	13	12	4	2
	100.0	75.0	71.3	53.8	45.0	22.5	17.5	33.8	25.0	16.3	15.0	5.0	2.5
国庫補助事業	34	28	27	21	24	15	10	12	6	7	8	1	0
	100.0	82.4	79.4	61.8	70.6	44.1	29.4	35.3	17.6	20.6	23.5	2.9	0.0
両事業の併用	9	8	7	5	6	1	1	2	2	1	1	0	0
	100.0	88.9	77.8	55.6	66.7	11.1	11.1	22.2	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0
地方単独事業	37	24	23	17	6	2	3	13	12	5	4	3	2
	100.0	64.9	62.2	45.9	16.2	5.4	8.1	35.1	32.4	13.5	10.8	8.1	5.4

表12 今後実施する予定の家庭的保育事業類型(事業種別)

	全体	現在実施しているものの以外に広げる予定はない	個人実施型(単独)	個人実施型(複数)	NPO型	保育所実施型	その他	無回答
総数	80	36	12	10	8	13	9	4
	100.0	45.0	15.0	12.5	10.0	16.3	11.3	5.0
国庫補助事業	34	16	4	4	3	6	4	2
	100.0	47.1	11.8	11.8	8.8	17.6	11.8	5.9
両事業の併用	9	5	1	1	1	2	2	0
	100.0	55.6	11.1	11.1	11.1	22.2	22.2	0.0
地方単独事業	37	15	7	5	4	5	3	2
	100.0	40.5	18.9	13.5	10.8	13.5	8.1	5.4

表13 今後の事業展開への期待(事業種別)

	全体	待機児童の解消につながる	複数の保育者で密着性を回避	固定の家庭的保育者によるきめ細やかな保育	事業経費の効率化	保育者の募集や育成を外部委託できる	地域に根ざした子育て支援	質が担保された保育を提供	その他	無回答
総数	80	39	20	24	10	7	23	14	3	22
	100.0	48.8	25.0	30.0	12.5	8.8	28.8	17.5	3.8	27.5
国庫補助事業	34	16	10	10	5	4	5	5	1	13
	100.0	47.1	29.4	29.4	14.7	11.8	14.7	14.7	2.9	38.2
両事業の併用	9	6	3	4	2	0	5	1	0	1
	100.0	66.7	33.3	44.4	22.2	0.0	55.6	11.1	0.0	11.1
地方単独事業	37	17	7	10	3	3	13	8	2	10
	100.0	45.9	18.9	27.0	8.1	8.1	35.1	21.6	5.4	27.0

表14 多様化する家庭的保育事業における保育者の要件(事業種別)

	全体	複数の保育者がいる場合は、保育責任者の配置	複数の保育者がいる場合は、保育士としての勤務経験のある保育士を必致	複数の保育者が保育する場合は、独自の研修内容を設定	受託児総数の上限を設定	認定研修の実施及び効果測定は市区町村が関与	現状のままでよい	その他	無回答
総数	80	35	25	6	8	11	13	7	18
	100.0	43.8	31.3	7.5	10.0	13.8	16.3	8.8	22.5
国庫補助事業	34	15	14	3	4	5	3	5	8
	100.0	44.1	41.2	8.8	11.8	14.7	8.8	14.7	23.5
両事業の併用	9	3	3	1	3	0	1	2	2
	100.0	33.3	33.3	11.1	33.3	0.0	11.1	22.2	22.2
地方単独事業	37	17	8	2	1	6	9	0	8
	100.0	45.9	21.6	5.4	2.7	16.2	24.3	0.0	21.6

家庭的保育事業のあり方に関する調査 (都道府県用)

本調査は全国の都道府県を対象に、市区町村における家庭的保育事業への取り組みの状況や都道府県の役割について調査し、家庭的保育の今後のあり方並びに課題について検討することを目的に行うものです。

ご多忙の折、大変恐縮ですが、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

本調査表は2月22日(水)までに同封の封筒にて、返送をお願いします。

なお、ワード文書(データ)での回答(メールへの添付)をご希望される場合は、下記のメールアドレスまでご連絡をいただければ、電子データで質問紙をお送りさせていただきます。

本調査における「家庭的保育事業」とは以下を含みます。

国庫補助事業における 個人実施型の家庭的保育事業
保育所実施型の家庭的保育事業
グループ型小規模保育
地方単独事業における 家庭的保育事業(家庭福祉員、家庭保育福祉員制度、保育ママ、
昼間里親等を含む)

なお、回答していただいた内容については、細心の注意を持って取り扱い、回答された方や貴自治体にご迷惑がかからないようにいたします。

調査内容その他に関するお問い合わせは下記までお寄せください。

日本子ども家庭総合研究所 チーム研究

「家庭的保育のあり方に関する調査研究(6)」

主任研究者 岩田 力(小児保健担当部長)

問合せ先	*嘱託研究員	尾木 まり(子どもの領域研究所)
	電話	03-3714-1419
	Mail	child_domain@nifty.com
	*客員研究員	小山 修
	電話	03-3473-8446(直通)
	FAX.	03-3473-8408

都道府県・担当課名		回答者名	
-----------	--	------	--

問 1. 貴都道府県の市区町村における家庭的保育事業の実施状況についてお尋ねします。平成 24 年 2 月 1 日現在、貴都道府県で把握している範囲でお答えください。なお、政令指定都市、中核市に関しても把握しておられる範囲でお答えください。

以下で該当するものすべてに○をしてください。

1. 家庭的保育事業を実施している自治体はない
2. 家庭的保育事業の導入を予定している市町村はない
3. 家庭的保育事業の導入を検討している市町村はない
4. 家庭的保育事業の導入を検討している市町村がある
5. 家庭的保育事業の導入を予定している市町村がある
6. 家庭的保育事業を実施している市町村がある

別紙 A にご回答ください

問 2. 貴都道府県では、平成 22 年度以降、家庭的保育事業に関する取り組みを行っていますか。それぞれの項目ごとに該当するものすべてに○をしてください。

2-1. 家庭的保育事業についての市区町村担当者向け研修（説明会や講演含む）の実施

1. 実施した
2. 予定している
3. 行う予定はない
4. その他（ ）

2-2. 家庭的保育者向け等の研修の実施

1. 基礎研修を実施した
2. 認定研修を実施した
3. 現任研修を実施した
4. 指導者研修を実施した
5. 研修教材等の開発をした
（研修種別 該当するものに○を a. 基礎研修 b. 認定研修 c. 現任研修 d. 指導者研修 ）
6. その他（具体的にご記入ください）
（ ）

2-3. 家庭的保育事業の普及啓発

1. ホームページへの掲載や広報等の紙媒体による家庭的保育事業の情報提供
2. 家庭的保育をテーマとした地域住民向けの講演会やシンポジウムなどの開催
3. その他（具体的にご記入ください）
（ ）

2-4. その他に家庭的保育事業に関して行った(行っている)取り組みがあれば、具体的にご記入ください。また、資料等がありましたら、可能な範囲で結構ですので、ご提供下さい。

問3. 貴都道府県では、市区町村における家庭的保育事業の実施または導入上の問題点や課題をどのように把握されていますか。以下から該当するものすべてに○をしてください。

1. 市区町村単独で研修を実施することが難しい
2. 連携保育所の指定が難しい
3. 安全性の確保に課題がある
4. 個人への委託に課題がある
5. 保育者のなり手がいるかどうか把握できない
6. 家庭的保育の需要がない
7. その他 ()

問4. 家庭的保育事業を実施する市区町村へのサポートとして、都道府県の役割はどういったことが期待されているとお考えですか。以下から該当するものすべてに○をしてください。

1. 家庭的保育者等への研修を実施する
2. 家庭的保育支援者や連携保育所への研修を実施する
3. 家庭的保育事業を実施する上で必要となる補助金等の助成をする
4. 家庭的保育を実施する市町村のネットワーク化を図り、情報交換等の場を設定する
5. 家庭的保育を実施する上で必要となる指導監督基準等を策定する
6. 市区町村の実施状況を定期的に把握し、情報を提供する
7. その他 ()

問5. 家庭的保育事業の実施に関して、課題や要望についてご自由にお書きください。

調査にご協力いただきありがとうございました。

家庭的保育事業のあり方に関する調査 (市区町村用)

本調査は市区町村を対象に家庭的保育の取り組みの状況について調査し、家庭的保育の今後のあり方並びに課題について検討することを目的に行うものです。

ご多忙の折、たいへん恐縮ですが、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

本調査表は2月22日(水)までに同封の封筒にて、返送をお願いします。

なお、ワード文書(データ)での回答(メールへの添付)をご希望される場合は、以下のメールアドレス(child_domain@nifty.com)までご連絡をいただければ、電子データで質問紙をお送りさせていただきます。

本調査における「家庭的保育事業」とは以下を含みます。

国庫補助事業における 個人実施型の家庭的保育事業
保育所実施型の家庭的保育事業
グループ型小規模保育
地方単独事業における 家庭的保育事業(家庭福祉員、家庭保育福祉員制度、保育ママ、
昼間里親等を含む)

なお、回答していただいた内容については、細心の注意を持って取り扱い、回答された方や貴自治体にご迷惑がかからないようにいたします。

調査内容その他に関するお問合せは下記までお寄せください。

日本子ども家庭総合研究所 チーム研究

「家庭的保育のあり方に関する調査研究(6)」

主任研究者 岩田 力(小児保健担当部長)

問合せ先	*嘱託研究員	尾木 まり(子どもの領域研究所)
	電話	03-3714-1419
	Mail	child_domain@nifty.com
	*客員研究員	小山 修
	電話	03-3473-8446(直通)
	Mail	oyama@aiiku.or.jp

市区町村・担当課名		回答者名	
-----------	--	------	--

I. 家庭的保育事業の実施状況についてお尋ねします。

問1. 貴自治体で実施している家庭的保育事業（制度）の名称をご記入ください。

問2. 該当する事業種別に○をしてください(○は一つ)。

1. 国庫補助事業 2. 地方単独事業 3. 両事業の併用

問3. 事業創設年度をご記入ください。

事業創設 昭和・平成 () 年

国庫補助事業の導入時期 昭和・平成 () 年

問4. 現在、実施している家庭的保育の類型について、該当するものすべてに○をしてください。

1. 個人事業主である単独の家庭的保育者が実施
2. 個人事業主である複数の家庭的保育者が同一の場所を利用して実施
3. N P O法人等の事業者へ委託して家庭的保育事業を実施
4. 保育所実施型家庭的保育事業
5. その他 ()

問5. 貴自治体では家庭的保育事業をどのように位置づけていますか。

該当するものすべてに○をしてください。

1. 待機児童の応急的措置
2. 多様な子育て家庭のニーズに対応する選択肢の一つ
3. 乳幼児人口減少地域における保育ニーズへの対応
4. 施設型とは異なる保育形態の提供
5. 3歳未満児に適切な保育形態の提供
6. その他（ ）

問6. 現在、地方単独事業として家庭的保育を実施している自治体の方にお尋ねします。

今後、国庫補助事業への移行を予定していますか。

1. 予定している () 年 () 月ごろ
2. 時期は未定だが、移行する方向で検討している
3. 移行するかどうかを検討している
4. 今のところ予定はなく、検討もしていない
5. その他 ()

問7. 保育の体制についてお聞きします。

貴自治体で、問4でお尋ねした家庭的保育の類型を複数にわたって実施している場合はお手数ですが、3頁～6頁を必要に応じてコピーの上、家庭的保育の類型別にご回答ください。

類型番号

(左には2頁の問4の選択肢の番号をご記入ください)

7-1. 家庭的保育者1人が保育する子どもの数は何人ですか。保育補助者とともに保育する場合も含めます。該当するものすべてに○をしてください。

1. 2人 2. 3人 3. 4人 4. 5人

7-2. 2012年2月1日現在の家庭的保育者数、受託児数、委託法人数を記入してください。

また、それぞれの人数は2010年(2年前)の同時期と比較して増加していますか。おおよそで結構ですので、近いものを一つ選んで○をしてください。

	人数 (2012年 2月1日現在)	2010年同時期との比較
家庭的保育者	人	1. 増加傾向 2. ほぼ同程度 3. 減少傾向 4. 当時は未実施
受託児童	人	1. 増加傾向 2. ほぼ同程度 3. 減少傾向 4. 当時は未実施
委託法人数	法人	1. 増加傾向 2. ほぼ同程度 3. 減少傾向 4. 当時は未実施

7-3-1. 保育の実施場所として、認めている場所すべてに○をしてください。

1. 家庭的保育者の居宅
2. 賃貸住宅(戸建て、共同住宅)
3. 2.以外の賃貸スペース(店舗用スペースなど)
4. 公的施設等の余裕スペース(施設を具体的に)
5. その他()

7-3-2. 上記の質問で賃貸による場所を保育室として認めている場合、家賃補助等がありますか。

1. 特にない
2. 一定の家賃補助があり、上限を超える場合は保育者が負担する
3. 一定の家賃補助があり、家賃補助の範囲内で借りている
4. 自治体で借りあげた上で、保育者に提供している
5. その他()

→ (3)-3にお答えください。

7-3-3. 家賃補助の対象として該当するものすべてに○をしてください。

1. 家賃
2. 敷金や保証金
3. 礼金
4. 契約更新料
5. その他()

(2) 家庭的保育支援者について

8-2-1. 家庭的保育支援者を配置していますか。名称が違う場合も、保育室を巡回訪問したり、家庭的保育者の相談に応じ、支援する役割を担う職員を含みます。

1. している 2. していない

8-2-2. 家庭的保育支援者を配置している場合は以下にお答えください。それぞれの項目について、()には数字又は文章を記入し、該当する番号に○をしてください。

人数 () 名
所属 1. 自治体職員 2. 保育所職員 3. その他()
勤務形態 1. 常勤 2. 非常勤 () 時間勤務(週あたり)
他の業務との関係 1. 専任 2. 他の業務との兼務
業務内容 (該当するものすべてに○を)

1. 訪問指導

訪問頻度 年間 () 回程度

指導内容(行っているものすべてに○を)

- ①保育環境 ②子どもの発達等 ③保育内容 ④保育者の評価 ⑤監査
⑥その他 ()

2. 情報提供

3. 相談・支援

4. 研修の企画・実施

5. 代替保育の実施

6. 連携保育所との関係調整、同行

7. 受託児決定または入室時面接への同席

8. その他 ()

(3) 家庭的保育者の休暇取得時の対応について

8-3-1. 家庭的保育者の休暇取得時の対応として、代替保育の仕組みがありますか。

1. ある 2. ない —————> 次頁にお進みください。



8-3-2. 代替保育はどのように行っていますか。該当するものすべてに○をしてください。

1. 連携保育所でクラスへの受け入れ
2. 連携保育所の一時保育利用
3. 保育補助者等による家庭的保育室での代替保育
4. 家庭的保育支援者による代替保育 (保育の場所)
5. その他の代替保育者の指定 (保育の場所)
6. 他の家庭的保育者による受け入れ (定員に余裕がある場合等)
7. その他 ()

問9. 研修についてお尋ねします。2010～2011 年度、家庭的保育者等を対象に下記の研修を実施しましたか。該当するものに○をしてください。なお、研修の実施主体については、市町村が単独で研修事業者に委託して行った場合は、「1. 市町村が主催」を選択してください。

研修の種類	実施	実施主体	備考
基礎研修	1. あり 2. なし	1. 市町村が主催 2. 都道府県が主催 3. その他 ()	
認定研修	1. あり 2. なし	1. 市町村が主催 2. 都道府県が主催 3. その他 ()	2010～2011 年度の認定研修による認定者数 延べ () 人
フォローアップ研修	1. あり 2. なし	1. 市町村が主催 2. 都道府県が主催 3. その他 ()	
現任研修	1. あり 2. なし	1. 市町村が主催 2. 都道府県が主催 3. その他 ()	
指導者研修	1. あり 2. なし	1. 市町村が主催 2. 都道府県が主催 3. その他 ()	
その他の 自治体独自の研修	1. あり 2. なし	具体的内容	

問10. 保育補助者雇用費の補助についてお尋ねします。

10-1. 家庭的保育者が保育する子どもが3人以下の場合、補助者雇用費の補助がありますか。

1. ある 2. ない —————> 次頁にお進みください。



10-2. 保育補助者雇用費の補助がある場合、月あたりの上限はどのように設定されていますか。

該当するものに○をしてください。

1. 子どもの数に応じた補助者雇用費の上限を決めている
2. 子どもの数にかかわらず、補助者雇用費の上限を決めている
3. 常時複数保育を義務づけており、委託費に補助者雇用費が含まれている
4. その他 ()

10-3. 月あたりの上限を時間数または金額でご記入ください。

()

Ⅱ. 法定化への評価についてお尋ねします。

問 11. 家庭的保育が法定化されたことにより、どのような点が評価できるでしょうか。

該当するものすべてに○をしてください。

1. 児童福祉法に位置づけられた
2. 家庭的保育事業ガイドラインが定められた
3. 家庭的保育者に必要な研修体系が明確にされた
4. 安心こども基金等により、環境整備や研修への補助が行われた
5. 庁内で予算要求がしやすくなった
6. 庁内で家庭的保育事業についての関心が高まった
7. 家庭的保育に必要な支援体制が明確にされた
8. 家庭的保育の質の向上が図られた
9. 住民が家庭的保育を知る機会が増えた
10. 待機児童の解消につながった
11. その他 ()

問 12. 家庭的保育事業を実施する上で、実施基準やガイドライン等で規定されていることに関して、どのようなことが課題となっていますか。自治体にとって実施しにくい点と具体的にどうあれば良いとお考えになるかを具体的にご記入ください。

内 容	課 題	どうあれば良いか



(例) 研修、保育者の資格要件、保育者の募集・認定、利用者の募集、家庭的保育支援者、連携保育所、代替保育、保育の実施体制、安全の確保等

Ⅲ 今後の家庭的保育事業の方向性についてお尋ねします。

問 13. 貴自治体では、今後実施する予定の家庭的保育事業類型がありますか。

検討中のものも含めて、すべてに○をしてください。

1. 現在実施しているもの以外に広げる予定はない
2. 家庭的保育者が個人事業主として実施
3. 個人事業主である家庭的保育者が複数で同一の場所を利用して実施
4. NPO法人等の事業者委託して家庭的保育事業を実施
5. 保育所実施型家庭的保育事業
6. その他 ()

問 14. 今後、家庭的保育事業を推進するにあたり、問 13 でお尋ねした事業展開に関してどのようなことが期待されますか。該当するものすべてに○をしてください。

1. 待機児童の解消につながる
2. 複数の保育者にすることにより、密室性を回避することができる
3. 固定の家庭的保育者によるきめ細やかな保育が期待できる
4. 事業経費の効率化がはかれる
5. 保育者の募集や保育者育成を含めて外部に委託できる
6. 地域に根ざした子育て支援に役立つ
7. 質が担保された保育を提供できる
8. その他 ()

問 15. 現在ある家庭的保育事業は多様化されつつありますが、保育者の要件等については家庭的保育事業の実施基準が共通に適用されています。複数の家庭的保育者が行う形態によっては実施基準の変更や追加が必要と考えられますか。以下の項目の中から該当するものすべてに○をしてください。

1. 複数の家庭的保育者が保育を行う場合、保育責任者を配置する
2. 複数の家庭的保育者が保育を行う場合、保育士としての勤務経験を有する保育士を必ず配置する
3. 複数の家庭的保育者が保育を行う場合、独自の研修内容を設定する
4. 受託児総数は、() 名を上限とする * () 内に数字をご記入ください。
5. 保育士の資格を持たない者を家庭的保育者として認定するための「認定研修」の実施並びに効果測定は委託先法人や事業者が独自に行わず、必ず市区町村が関与する
6. 現状のままで良い
7. その他 ()

問 16. 今後の家庭的保育事業のあり方について、自由にご意見をお書きください。

調査にご協力いただきありがとうございました。